

○経済産業省令第六十三号
 会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十八年四月二十八日

経済産業大臣 二階 俊博

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令

（日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令の一部改正）

第一条 次に掲げる省令の規定中、「商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十六条第六項」を会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に改める。

一 日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令（昭和二十五年通商産業省令第三十六号）第一項

二 沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令（平成十四年経済産業省令第七十三号）第一項

（火災類取締法施行規則の一部改正）

第二条 火災類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の十一の七第二号及び第三号を次のように改める。

二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号の株式会社 株主

三 会社法第二条第一号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員

（商工会議所法施行規則の一部改正）

第三条 商工会議所法施行規則（昭和二十八年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（創立総会の議事録）

第四条の三 法第二十四条第八項（法第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人、設立当時の会頭、設立当時の副会頭又は設立当時の専務理事の氏名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

六 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

七 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

八 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

九 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

十 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

十一 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

十二 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

十三 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

十四 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

十五 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

十六 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

十七 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

十八 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

十九 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

二十 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

二十一 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

二十二 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

二十三 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

二十四 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

二十五 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

二十六 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

二十七 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

二十八 議事録の作成に係る職務を行つた役員、副会頭、副会頭又は専務理事の氏名

二十九 議事録の議長が存するときは、議長の氏名